



## 日鉄跡地に係る土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請の受理について

令和8年3月17日（火）、日本製鉄（株）から、別紙の区域について、土壤汚染対策法第14条\*に基づく区域指定の申請書を受理しました。

今後は、土壤汚染対策法の規定に基づき、内容の審査及び現地調査を行います。

また、審査後は、当該区域の指定について告示するとともに、呉市ホームページでも公表します。

※ 土壤汚染対策法第14条（指定の申請）とは、土地の所有者等が自主的に土壤汚染状況調査を実施し、環境省令の基準に適合しないと思料するときは、区域指定の申請を行うことができる、というものです。

これにより、有害物質の摂取経路があるため、健康被害が生じるおそれがあり、汚染の除去等が必要な場合は「要措置区域」に、有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定されます。

【広域図】



【拡大図】

